資料１

杉並区総合計画等における「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等については、前回協議会で報告させていただきましたとおり、その具体化に向けた準備等を進めているところです。

今般、杉並区総合計画等の令和７年度修正（令和８年３月修正）において、老朽化した児童館の整備等に関し、以下のとおり杉並区実行計画（第２次）の一部修正を行いました。また、今後、さらに子どもの居場所づくりの取組を確実に推進していくため、令和８年度に予定されている令和９年度以降を計画期間とする杉並区総合計画等の改定に、主要な取組を盛り込んでいきます。

１　計画の修正内容と取組状況等

「杉並区実行計画（第２次）令和６（2024）年度～令和８（2026）年度　　令和７（2025）年度一部修正」から一部抜粋

修正後

施策19

１ より良い子どもの居場所づくりの推進　　【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」※1に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度（2027年度）までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行することを目指します。なお、上荻児童館は旧若杉小学校跡地に移転改築することとし、「中・高校生機能優先館」としての整備に向けた設計を行います。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、地域団体等が類似事業（放課後子ども教室）を実施している一部の学校を除き、令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度（2027年度）からは、諸室の利用拡大や新たにおやつの提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

	5(2023)年度末（見込）	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	今後のより良い子どもの居場所のあり方 検討	杉並区子どもの居場所づくり基本方針 検討・策定	―	―	―
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館　25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討 ―	児童館　25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討 児童館の新規整備 検討 児童館の改築 設計0.4館	児童館　25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討 児童館の新規整備 検討 児童館の改築 設計0.4館
事業量	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所 小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所（累計17所） 小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 （累計17所）	小学生の放課後等居場所事業 実施　新規3所 （累計20所） 事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業 実施　新規9所 （累計29所） 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業 実施　新規14所 （累計29所） 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始			

杉並区子どもの居場所づくり基本方針から抜粋	令和７年度の主な取組
児童館 ○　これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在の児童館が果たしている機能・役割を強化し、存置又は整備していきます。 （機能強化の視点） ○　児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら、主に以下のような機能を強化し、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。 ➢　福祉的課題への対応力の強化 ➢　子どもの参画（子どもが意見を述べる場の提供）の充実 ➢　担当地域内の子どもの居場所のネットワークづくり ➢　多様な担い手による子どもの居場所づくり、居場所の運営への支援 ➢　障害のある子どもや外国籍の子どもなど、様々な状況に置かれた子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな環境づくり ○　また、災害時に子どもの遊びの機会等を確保するために児童館が果たすべき役割についても改めて整理し、充実を図っていきます。	○　児童青少年課内 PT（現場職員によるプロジェクトチーム）を設置し、機能強化の取組（具体的内容等）について検討を進めました。 ○　なお、年度内を目途に課内 PT の検討結果をまとめる予定です。

（児童館の配置の考え方） ○　子どもが歩いていける距離（毎分 60mで徒歩 15 分程度で移動できる距離（およそ 900m））を勘案し、中学校の各学区域に 1 所整備していくことを目指します。 ○　現時点において、中学校区に児童館が存しない地域（7 中学校区）では、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備について検討を行います。	○　上荻児童館の移転改築について検討を進め、計画の修正を行いました。
中・高校生機能優先児童館の整備 ○　児童館のうち 7 館（7 地域に各 1 館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。 ○　中・高校生機能優先館では、開館時間の延長や、中・高校生のニーズを踏まえた諸室の整備（楽器練習室、ダンス練習ができる多目的室、自習スペースなど）、中・高校生の運営への参画などを想定していますが、今後、中・高校生機能優先館とする児童館を選定した上で、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和 9 年度から順次、移行していきます。	○　中・高校生ワークショップを実施するなど、中・高校生の意見聴取を行うとともに、上記課内 PT において中・高校生機能優先館に移行する児童館の選定やその機能について検討を進めました。
放課後等居場所事業 ○　小学生にとって身近な学校施設が小学生の安全・安心な居場所となるよう、今後は、すべての小学校（40 校）に段階的に拡充していきます。 ○　校庭・体育館の利用時間の充実や、諸室の利用拡大、おやつの提供などを行い、放課後等居場所事業の充実を図ります。	○　令和 7 年 4 月から 3 校で新規実施（累計 20 校）するとともに、令和 8 年度新規実施 9 校の準備を進めました。 ○　おやつ提供のあり方等の検討を進めました。

「杉並区実行計画（第 2 次）令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度　　令和 7（2025）年度一部修正」から一部抜粋

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせた学童クラブの整備をはじめ、区有施設のほか民間施設を活用した学童クラブの整備など、引き続き待機児童対策の推進と「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学童クラブの大規模化の解消を含めた、安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

	5(2023)年度末（見込）	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 （累計21施設）	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 （累計22施設）	—	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 （累計22施設）
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — （累計3施設）	—	—	—
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — （累計5施設）	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 （累計6施設）	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — （累計6施設） 小学校周辺の区有施設を活用した学童クラブの整備 — 小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 —	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 （累計6施設） 小学校周辺の区有施設を活用した学童クラブの整備 — 小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 —
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

杉並区子どもの居場所づくり基本方針から抜粋	令和 7 年度の主な取組
学童クラブ 【学童クラブの小学校内又は小学校近接地への整備】 ○　小学校の児童数の増加に伴い、当面、新たな整備は難しい状況にありますが、行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への整備を検討していきます。 【放課後等居場所事業の充実・全校実施に伴う利用対象の見直し】 ○　放課後等居場所事業の全校実施や事業の充実により、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校内に整うことから、学童クラブの利用対象を、令和 9 年度（2027 年度）から、原則として、小学 1 年生から 3 年生まで（障害等により特別な支援を要する子どもは 6 年生まで）とします。 ○　なお、学童クラブと放課後等居場所事業の両事業の運営に当たっては、それぞれの事業を利用する子どもたちが交流できる時間やプログラムの充実を図るとともに、成長に応じて子どもの自立を支	○　待機児童対策の推進と大規模化の解消を図るため、学校改築にあわせた校内移転をはじめ、区有施設や民間施設を活用した整備について検討を進めました。 ○　小学生の居場所（学童クラブ及び放課後等居場所事業）の利用対象のあり方等について検討を進めました。

援していきます。 【大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組】 ○　これまでは、人数に関わらず同一敷地の学童クラブは１の学童クラブとして運営してきましたが、学童クラブの大規模化による運営面での課題も踏まえ、150 人程度を目安として、その人数規模を超える場合は２クラブ相当の職員配置をするなど、令和８年度（2026 年度）から、運営面での充実を図っていきます。	

２　今後の計画改定に向けて

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組を具体化していくため、引き続き、具体化に向けた準備を進めるとともに、主要な取組を杉並区総合実行等の改定に盛り込んでいく予定としています。

【「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組から】

No	主な取組	具体化に向けた準備等
1	児童館の機能強化	一部児童館における試行実施や、マニュアル・運営指針などの作成に着手します。
2	中・高校生機能優先館	令和９年度に中・高校生機能優先館に移行する児童館を指定し、中・高校生の意見を聴取しながら、開設に向けた準備に着手します。
3	区南西部２児童館の日曜開館	子ども・子育てプラザがない区南西部の２児童館について、令和９年度の日曜開館に向けた準備に着手します。
4	居場所づくりネットワーク	令和９年度の立ち上げを目指して、子どもの居場所に携わる地域団体や関係者等との意見交換を行うなど、引き続き、検討を進めます。
5	中学校区に児童館がない地域の児童館整備	学校改築時の併設や区有地を活用した整備など、新たな児童館の建設について検討を進めます。
6	教育と福祉の連携強化	放課後等居場所事業のおやつ提供や諸室の利用拡大、朝の居場所などについて、引き続き、意見交換を進めます。
7	子どもの居場所マップの作成、情報発信	令和７年度に作成した子どもの居場所マップをベースに、居場所づくりネットワークとの連携やデジタル化など、より良いマップ作成に向けて検討を進めます。
8	学童クラブの利用対象の見直し	新たな入会基準等を整理し、令和９年度当初入会申請受付に向けて準備を進めます。
9	放課後等居場所事業におけるおやつ提供	おやつの調達から提供までのスキームを検討し、令和９年度開始に向けて準備を進めます。
10	放課後等居場所事業における諸室の利用拡大	既に実施している各校の実情に加え、教育と福祉の連携強化の連絡会における意見交換を含め、諸室の利用拡大に向けて準備を進めます。

参考

1　杉並区総合計画等の概要

杉並区総合計画

- 基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- 8 つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための 29 の施策を定めています。
- 29 の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

杉並区実行計画

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにしています。

杉並区区政経営改革推進計画

- 従来のコスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、区民サービスの質をいかに高めるかといった「質の改革」も重要であるとの認識に立ち、区政経営を推進していく取組を示す計画です。

杉並区協働推進計画

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画です。協働に取り組む姿勢は区のすべての事業施行の基本であると位置付けることとし、その中で特に重点的な取組を計画化しています。

杉並区デジタル化推進計画

- ICT の急速な進展やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、あらゆる分野においてデジタル化の推進が求められており、区民サービスの向上と業務の効率化などの視点から、行政のデジタル化を推進するための計画です。

杉並区区立施設マネジメント計画

- 総合計画に掲げる区政経営改革推進基本方針に基づき、区立施設の更新・再編・長寿命化・利活用等について区民と共に考えながら、総合的・計画的に推進するための計画です。

≪計画の体系図≫

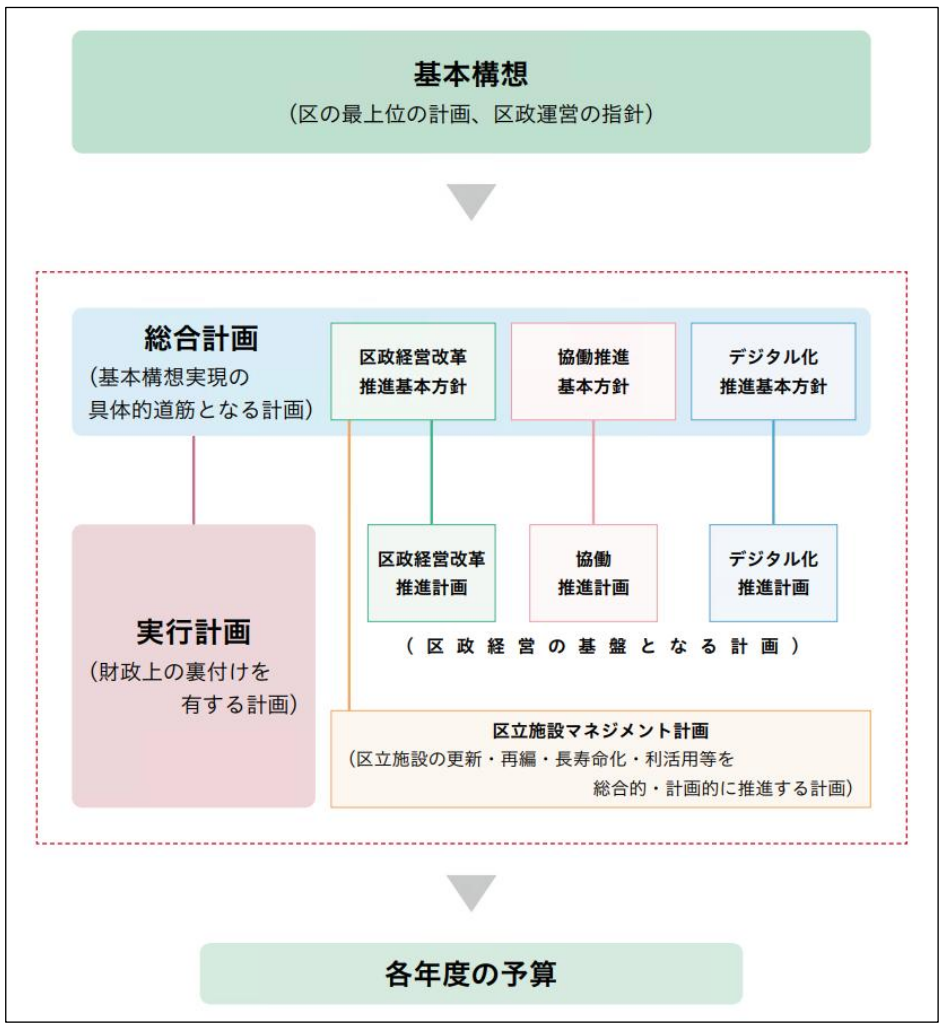

2　杉並区総合計画等の計画期間

杉並区総合計画

- 総合計画の計画期間は、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる 9 年間（令和 4～12 年度）（2022～2030 年度）の計画です。
- また、3 か年ごとに計画の改定を行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。
- なお、令和 8 年度（2026 年度）には、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和 13 年度（2031 年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

杉並区実行計画

- 実行計画の計画期間は、総合計画の 9 年間を 3 つの期間に分け、3 か年としていますが、昨今の社会経済環境等の変化に的確に対応するため、計画を 1 年前倒しで改定し、第 2 次計画の計画期間は令和 6～8 年度（2024～2026 年度）とします。
- 計画期間は 3 か年としていますが、必要に応じて毎年度修正を行います。

その他計画

- 区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、区立施設マネジメント計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取扱いとします

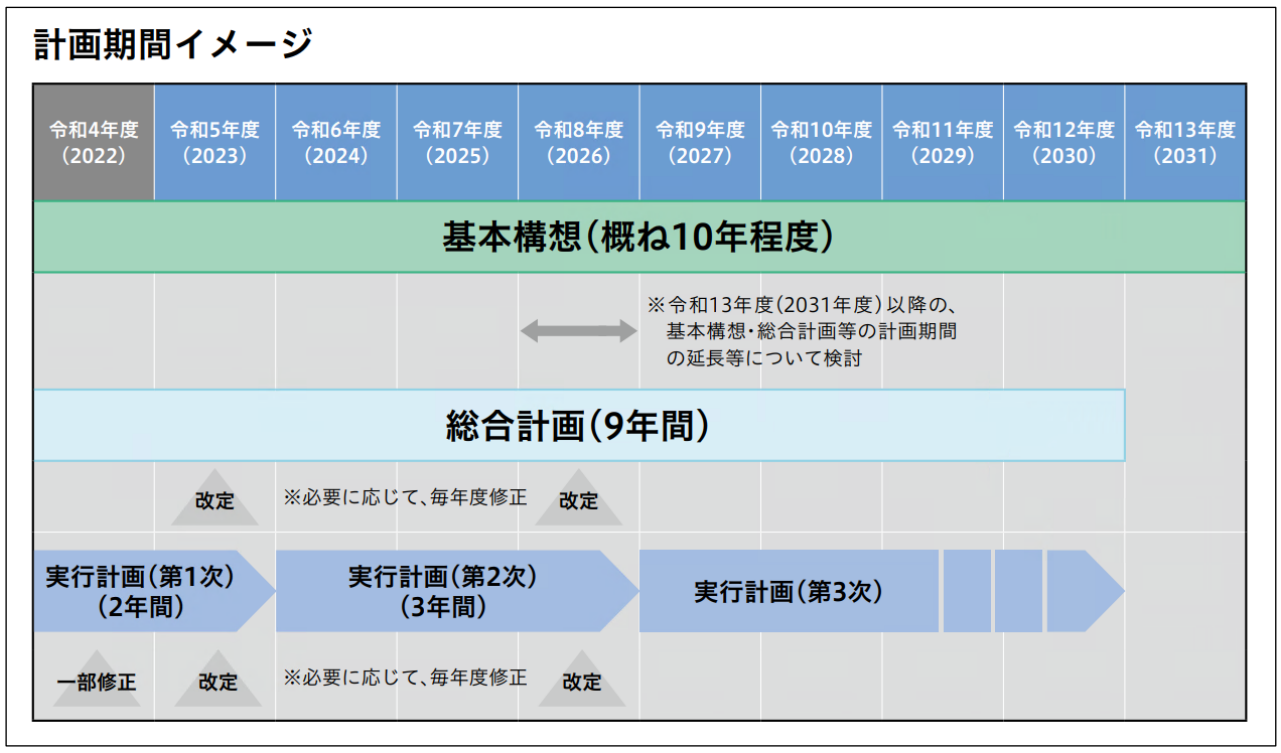

※　「杉並区総合計画（令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度））、杉並区実行計画（第 2 次）・杉並区区政経営改革推進計画（第 2 次）・杉並区協働推進計画（第 2 次）・杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）（令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度））」から抜粋